

土木学会学術振興基金助成事業助成金交付内規

平成 10 年 1 月 19 日	企画委員会	制定
平成 12 年 9 月 11 日	企画委員会	一部改正
平成 13 年 3 月 12 日	企画委員会	一部改正
平成 14 年 7 月 31 日	企画委員会	一部改正
平成 18 年 4 月 21 日	理事会	一部改正
平成 21 年 3 月 19 日	理事会	一部改正

(総 則)

第 1 条 この内規は、土木学会学術振興基金助成事業規程（以下、「助成規程」という。）第 5 条に規定する内規である。

(助成種別と助成対象者)

第 2 条 この助成事業で運用する助成種別と助成対象者は、次の 2 種類とする。

イ公募枠：学際的、国際的、試行的、萌芽的な学術活動、あるいは若手の土木学会会員が企画する学術活動を助成対象とする。助成対象者は土木学会個人会員または会員グループとする。

ロ特別枠：緊急性・新規性の高い学術活動、あるいは臨時に対応する必要がある学術活動を助成対象とする。助成対象者は、土木学会内部の委員会等とする。

(助成対象の要件)

第 3 条 助成対象要件は、公募枠についてはその代表者が土木学会個人会員であること。特別枠については委員会委員長又は理事の推薦によるものであること。

2 助成対象とする学術活動は、小規模な共同研究、セミナー、シンポジウム、ワークショップ等で、単年度で成果をまとめることができる活動とする。

(募 集)

第 4 条 募集については、毎年度、土木学会誌で会告するとともに、土木学会ホームページに掲載する。

- 2 助成申請者は、前項の会告等に基づき助成申請書を土木学会会長に提出するものとする。
- 3 募集内容および募集時期は、企画委員会が決定する。

(審査・決定および通知)

第 5 条 助成金交付の可否は、企画委員会で審査の上、理事会が決定するものとする。

- 2 企画委員会は、前項の結果をすみやかに申請者に通知する。

(助成対象の査定)

第6条 助成対象は、会場借上費、資料作成外注費、調査研究旅費、講師招聘費用などの直接経費とし、単なるセミナーや学会などへの参加費・参加旅費などは助成対象外とする。

2 小規模な共同研究やセミナーなどの費用のうち、旅費については 20,000 円を越えた金額について助成対象とする。なお、日当・宿泊費は対象としない。

(助成金の交付)

第7条 公募枠の助成金については、その代表者の指定する銀行口座に振り込む。特別枠の助成金については、当該委員会等に予算振替を行う。

(活動結果の報告)

第8条 助成を受けた代表者は、当該年度末までに、助成金の使途と活動報告を土木学会会長に提出する。

(助成金の返還)

第9条 公募枠、特別枠の助成を受けた者が助成金を目的以外に使用したことが判明したときは、土木学会は返還を求めることができる。

(提出書類の様式)

第10条 助成申請書類および報告書類の様式は、次のとおりとする。

(1) 助成申請書類

公募枠：別記 様式－1

特別枠：別記 様式－2

(2) 報告書類

公募枠：別記 様式－3

特別枠：別記 様式－4

付則1 本内規の制定および改正の経緯は、次のとおりである。

平成 10 年 1 月 19 日 企画委員会 制定

平成 12 年 9 月 11 日 企画委員会 一部改正

平成 13 年 3 月 12 日 企画委員会 一部改正

平成 14 年 7 月 31 日 企画委員会 一部改正

平成 18 年 4 月 21 日 理事会 一部改正

平成 21 年 3 月 19 日 理事会 一部改正

付則2 本内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。